

公共交通機関の旅客施設に関する

移動等円滑化整備ガイドライン

バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編

令和元年 10 月

国土交通省総合政策局安心生活政策課

⑤その他の設備

考え方	<p>旅客施設においては、急病の際に安静をとるための施設を配置することが望ましい。</p> <p>公衆電話は、車椅子利用者にとっては金銭投入口やダイヤルの位置が高い場合には利用しにくく、また、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者及び外国人にとっては電話機の利用が困難である。電話の設置や通信機器が利用できる環境整備については、通信事業者が行う事項であるが、電話置台、電話機種への配慮が必要となる。聴覚障害者にとっては、緊急時等において、携帯電話のメール機能・インターネット機能を利用した情報の取得や外部との連絡手段の確保が有効であることに配慮が必要である。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
救護室	◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。	
AED	○誰もが分かりやすく使いやすい位置に AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。	
環境 明るさ	○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。	
電話	○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	
	高さ	○電話機の1台以上について、電話台の高さを70cm程度とし、電話置台の台下の高さを60cm程度以上とする。
	ボタ 等 の 高 さ	○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。
	蹴込み	○蹴込みの奥行きは45cm以上確保する。
電話機	<p>◇少なくとも1台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。</p> <p>◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。</p> <p>○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。</p>	
FAX・通信環境等	◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆FAXを設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。	

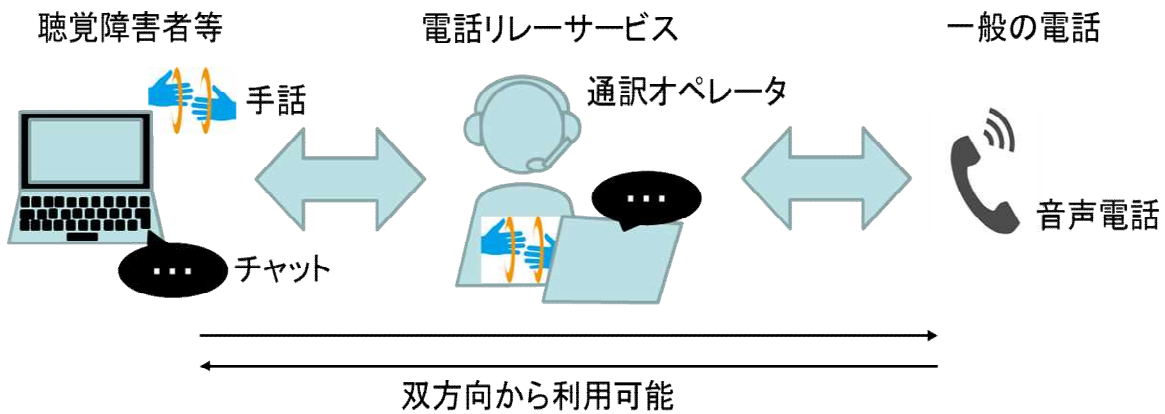
(コラム17-2) 電話リレーサービス ～手話フォン～

遠隔の者との意思疎通手段として、電話は国民の日常生活や社会経済活動における基幹的な通信手段であり、警察等の緊急通報を利用できる唯一のサービスとして、重要な役割を担っている。

これまで、聴覚障害者や発話障害者等は介助なしに電話を利用することが困難であったが、近年、ブロードバンドサービスやスマートフォン、タブレット端末の普及等が進み、手話通訳者等が聴覚障害者等の手話・文字を通訳し、電話をかけることにより意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」が、公共インフラとして提供可能な環境が整ってきている。

この電話リレーサービスについては、(公財)日本財団が2013年よりモデル事業として関係者と連携して提供しており、一部の空港などの公共施設において電話リレーサービス専用設備である「手話フォン」が設置されている。なお、2021年4月以降は法律に基づく制度化が予定されている。

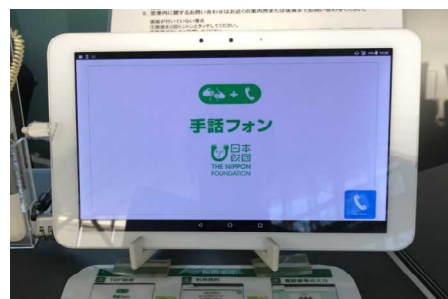
<電話リレーサービス概念図>



<手話フォン（羽田空港第1、第2、第3旅客ターミナル）>



ボックス型



タブレット型